

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（460）」

2. 日時：平成29年10月26日 10時00分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他5名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁は、内容について引き続き確認することとした。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第44条）
- ・柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表（対象項目：1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等）